



2025年7月23日

各位

会社名 イノテック株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大塚 信行
(コード: 9880 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 三上 孝明
(TEL: 045-474-9000)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年10月31日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 14,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,437 円
(4) 処 分 総 額	20,836,500 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並び に 処 分 株 式 の 数	執行役員（取締役兼務の執行役員を除く）5 名 14,500 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、当社の執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしました。

【本制度の概要等】

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普

通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、当社の業績、各対象執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計20,836,500円（以下「本金銭報酬債権」）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式14,500株を付与することといたしました。本金銭報酬債権は、今後3年間の執行役員の地位継続に対する報酬の一部として付与するものであり、譲渡制限の解除等に際しては、当該地位継続を前提といたします。一方で本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は5年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象執行役員5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2025年10月31日～2030年10月31日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象執行役員が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象執行役員が、当社の執行役員の地位から任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし死亡による退任の場合を除く。）により退任した場合には、対象執行役員の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象執行役員の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②解除株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株数に、対象執行役員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点もしくは(3)に基づき譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数の株式（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 40 期～第 42 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、忒意性を排除した価額とするため、2025 年 7 月 22 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,437 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上